

第77号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算（第2号）

| 目次                                  | ページ    |
|-------------------------------------|--------|
| 1 10款2項1目、10款3項1目<br>統合型校務支援システム導入費 | 1 ~ 3  |
| 2 10款2項3目、10款3項3目<br>校舎等維持補修費       | 4 ~ 7  |
| 3 10款7項2目<br>学校給食費公会計準備費            | 8 ~ 10 |

教育委員会

平成30年9月



| 予 算 説 明 書 |           |           |            |     | 事 業 名              | 補 正 額        |
|-----------|-----------|-----------|------------|-----|--------------------|--------------|
| ページ       | 款         | 項         | 目          | 番号  |                    |              |
| 30～<br>31 | 10<br>教育費 | 2<br>小学校費 | 1<br>学校管理費 | 1-1 | 統合型校務支援システム<br>導入費 | 千円<br>28,234 |
| 32～<br>33 | 10<br>教育費 | 3<br>中学校費 | 1<br>学校管理費 | 1-1 | 統合型校務支援システム<br>導入費 | 千円<br>17,852 |

## 1 概 要

長時間労働が全国的な課題となっている中、教職員の働き方を改善するため、統合型校務支援システムの導入を図り、平成31年1月から市立小中学校で利用を開始する。導入にあたっては、システムに合わせた業務の見直しを行うことで、これまで学校ごとに行っていた業務を標準化及び効率化し、教職員の長時間労働の縮減を図る。

また、教職員の異動が県内で行われることを踏まえ、県下で統一したシステムを導入することにより、さらなる業務の効率化が期待できることから県内市町と共同利用できるクラウド環境でのシステム導入を図る。

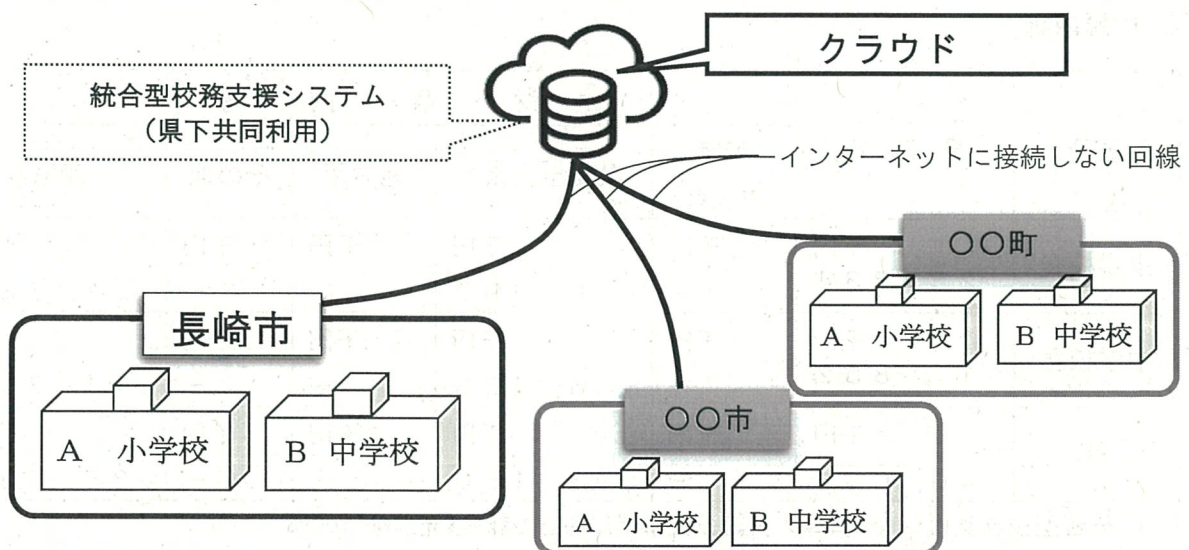
なお、国において統合型校務支援システム導入の普及促進を目的に都道府県単位での統合型校務支援システム導入実証研究事業が行われることから、それに参加し、業務効率化の測定を行う。

## 2 事業内容

### (1) システム導入

学籍管理、出欠管理、成績管理、学習者情報記録、保健管理、学校日誌及び情報共有などの機能を有している統合型校務支援システムを、平成31年1月から市立小中学校(108校)で利用できるようシステム導入及び回線整備などを行う。

〈クラウド利用による統合型校務支援システム導入イメージ図〉



(2) 統合型校務支援システム導入実証研究事業

実証研究事業については、国から県に委託され、さらに県から参加市町に再委託されることになり、係る費用は国の負担となる。なお、平成31年1月から一部の学校(26校)で実証研究事業に係る統合型校務支援システムを利用した効果測定を実施する。

- ア 実証研究事業の内容 都道府県単位での統合型校務支援システムを導入し、業務効率化の効果測定を行う。
- イ 参加市町及び校数 長崎市(26校)、長与町(1校)、小値賀町(3校)
- ウ 効果測定期間 平成31年1月～3月
- エ 実証研究事業費 13,150千円(事業費相当額は県委託金を充当)

3 事業費内訳

※予算額の( )は内数で実証研究事業費を表す。

| 区分  | 予算額(単位千円)          | 主な内容                                      |
|-----|--------------------|---|
| 委託料 | 27,004<br>(7,126)  | 統合型校務支援システム導入業務委託<br>パソコン設定業務委託、LAN配線業務委託 |
| 使用料 | 13,952<br>(3,859)  | 統合型校務支援システム使用料<br>ウィルス対策ソフト使用料            |
| 役務費 | 4,123<br>(1,158)   | ネットワーク回線通信費<br>研修会                        |
| その他 | 1,007<br>(1,007)   | 消耗品費                                      |
| 合計  | 46,086<br>(13,150) |   |

※5年間の総事業費は 225,762千円 となる。

4 スケジュール(予定)

- 平成30年10月 ・都道府県単位での統合型校務支援システム導入業者の選定(各市町の代表者、有識者及び県の代表者によって構成される選定委員会で選定)  
・システム導入業者との契約
- 平成31年 1月 ・長崎市全校で、統合型校務支援システムを利用開始  
・実証研究事業における効果測定開始

5 財源内訳

| 区分   | 事業費          | 財 源 内 訳   |              |         |         |              |
|------|--------------|-----------|--------------|---------|---------|--------------|
|      |              | 国庫<br>支出金 | 県支出金※1       | 地方債     | その他     | 一般財源         |
| 小学校費 | 千円<br>28,234 | 千円<br>—   | 千円<br>6,697  | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>21,537 |
| 中学校費 | 千円<br>17,852 | 千円<br>—   | 千円<br>6,453  | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>11,399 |
| 計    | 千円<br>46,086 | 千円<br>—   | 千円<br>13,150 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>32,936 |

※1 統合型校務支援システム導入実証研究事業に係る委託金(充当率:100%)

# 統合型校務支援システムの導入について

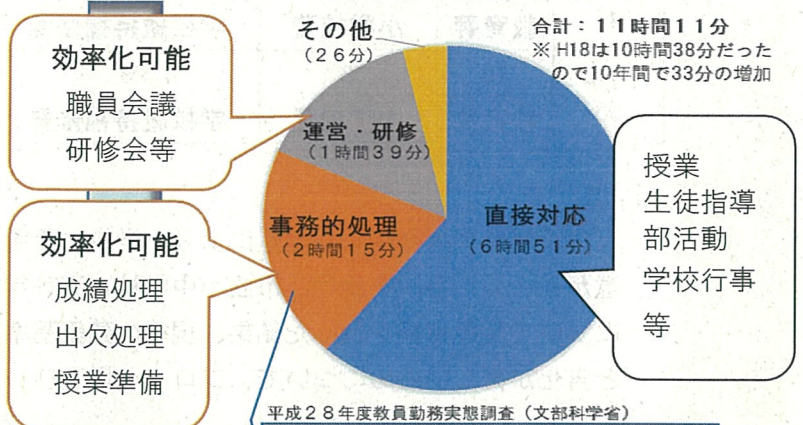
## 1 教員の勤務時間の実態

**長崎市の勤務実態(1日当たり)10時間 45分 (小学校10時間9分、中学校11時間18分)**

文科省調査と同時期における長崎市の教諭の勤務実態は、10時間45分であり、同じく長時間勤務にある。

統合型校務支援システムを導入することで、職員会議等の「運営・研修」や、成績処理等の「事務的処理」の効率化が可能となり、教職員の長時間労働の縮減を図ることができる。

全国の小中学校教諭の勤務実態(平日1日)

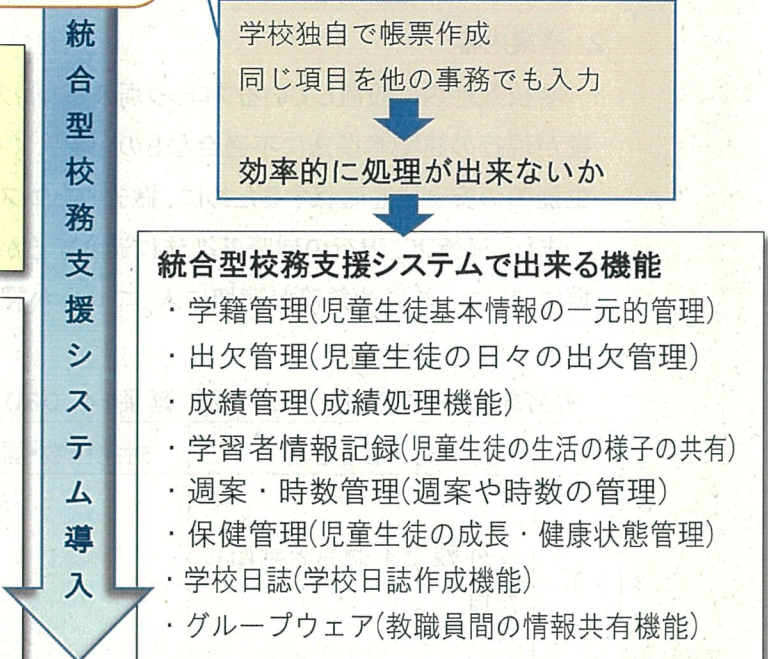


## 2 統合型校務支援システムの導入と効果

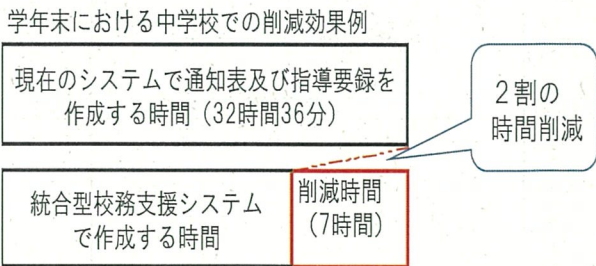
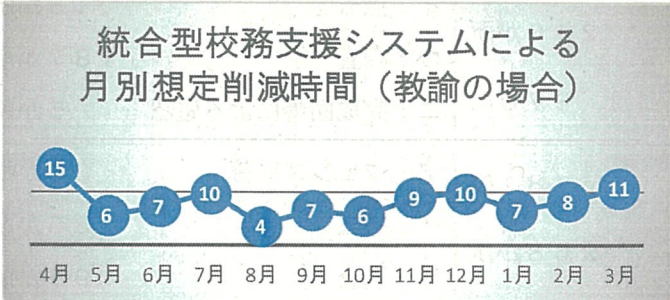
**統合型校務支援システムとは**  
現在使用している校務支援システムと各学校独自の事務を一元的に集約し、共有するシステム

**システムの導入の留意点**

- ・パッケージシステムに併せて業務を見直すことで、業務の標準化及び効率化を図る。
- ・県下で統一したシステムを導入することにより、さらなる業務の効率化が期待できることから県内市町と共同利用できるクラウド環境でのシステム導入を図る。



**定量的効果 教頭…184時間/年 削減 教諭…98時間/年 削減**



**定性的効果**

- ・1度入力したデータを多岐にわたる事務に利用できる
- ・どの学校に異動しても同じ手順で事務処理できる
- ・必要な情報、児童生徒の状況等を一元管理・共有することが可能となり、打合せや研修等の準備時間が短縮できる。
- ・セキュリティ対策が施されたクラウド環境利用により、管理が効率化され、情報保全の充実も図られる。

| 予 算 説 明 書 |           |           |              |     | 事 業 名                | 補 正 額         |
|-----------|-----------|-----------|--------------|-----|----------------------|---------------|
| ページ       | 款         | 項         | 目            | 番号  |                      |               |
| 30～<br>31 | 10<br>教育費 | 2<br>小学校費 | 3<br>学校維持補修費 | 1-1 | 小学校維持補修費<br>校舎等維持補修費 | 千円<br>56, 234 |
| 32～<br>33 | 10<br>教育費 | 3<br>中学校費 | 3<br>学校維持補修費 | 1-1 | 中学校維持補修費<br>校舎等維持補修費 | 47, 413       |

## 1 概 要

大阪府北部で発生した地震により小学校に設置していたブロック塀が倒壊し、通学途中の児童が死亡した事故を受け、市立小中学校、高等学校に設置されているブロック塀及びレンガ塀について緊急点検を行った結果、現行の建築基準法に不適合なもの、傾き、ぐらつきがあるなど劣化が著しいものについて、ブロック塀及びレンガ塀の撤去・フェンスへの取替えを行う。

## 2 事業内容

学校敷地内に設置しているブロック塀及びレンガ塀について、目視点検の結果、塀の高さや控え壁が現行の建築基準法に不適合なもの、傾き、ぐらつきがあるなど劣化が著しいものについて、児童生徒等の安全性を確保するために、撤去・フェンスへの取替えを行う。

また、構造上、現行の建築基準法に適合するか目視点検では判断できないブロック塀及びレンガ塀について、基礎や鉄筋が適切に入っているか調査を行う。

### 調査結果(対象81校 268か所 延長14, 030m:高等学校含む)

|    | 対象となる塀         | 対象校数・塀数・延長                 | 対応                                      |                              |
|----|----------------|----------------------------|---|------------------------------|
| 1  | 外観で不適合と判断した塀   | ※ 36校<br>58か所<br>2, 160m   | ア：フェンス取替<br>イ：撤去<br>ウ：調査                | 30か所<br>18か所<br>10か所         |
| 2  | 外観で不適合と判断できない塀 | ※ 77校<br>210か所<br>11, 870m | ア：フェンス取替<br>イ：撤去<br>ウ：調査<br>エ：完成図書による確認 | 0か所<br>18か所<br>187か所<br>5か所  |
| 合計 |                | 81校<br>268か所<br>14, 030m   | ア：フェンス取替<br>イ：撤去<br>ウ：調査<br>エ：完成図書による確認 | 30か所<br>36か所<br>197か所<br>5か所 |

※ 学校数については学校内に複数の塀があるため重複をしている。

### 3 事業の内訳

#### (1) 小学校施設の事業内訳

事業対象校 51校 (調査対象校52校中1校は完成図書で適合する塀であることを確認済み)

| 区分    | 事業費      | 内 訳      |                |
|-------|----------|----------|----------------|
| 需用費   | 7,404千円  | ア:フェンス取替 | 2か所            |
|       |          | イ:撤去     | 27か所           |
| 委託料   | 9,430千円  | ウ:調査     | 132か所          |
| 工事請負費 | 39,400千円 | ア:フェンス取替 | 13か所           |
|       |          | イ:撤去     | 1か所            |
| 合計    | 56,234千円 | ア:フェンス取替 | 15か所           |
|       |          | イ:撤去     | 28か所           |
|       |          | ウ:調査     | 154か所中 132か所 ※ |

※ ウ:調査対象塀154か所のうち、校門などにより分断される塀は2か所の塀として計上しているが、造りは同じであるため、2か所中1か所のみを調査し、調査実施数は132か所とする。

#### (2) 中学校施設の事業内訳

事業対象校 28校

| 区分    | 事業費      | 内 訳      |              |
|-------|----------|----------|--------------|
| 需用費   | 1,758千円  | イ:撤去     | 7か所          |
| 委託料   | 3,255千円  | ウ:調査     | 41か所         |
| 工事請負費 | 42,400千円 | ア:フェンス取替 | 15か所         |
|       |          | イ:撤去     | 1か所          |
| 合計    | 47,413千円 | ア:フェンス取替 | 15か所         |
|       |          | イ:撤去     | 8か所          |
|       |          | ウ:調査     | 43か所中 41か所 ※ |

※ ウ:調査対象塀43か所のうち、校門などにより分断される塀は2か所の塀として計上しているが、造りは同じであるため、2か所中1か所のみを調査し、調査実施数は41か所とする。

#### (3) 小中学校合計

| 区分 | 事業費       | 内 訳      |              |
|----|-----------|----------|--------------|
| 合計 | 103,647千円 | ア:フェンス取替 | 30か所         |
|    |           | イ:撤去     | 36か所         |
|    |           | ウ:調査     | 197か所中 173か所 |

#### 4 財源内訳

##### (1) 小学校

| 区 分   | 事 業 費         | 財 源 内 訳 |         |              |             |               |
|-------|---------------|---------|---------|--------------|-------------|---------------|
|       |               | 国庫支出金   | 県支出金    | 地方債※1        | その他※2       | 一般財源※3        |
| 補正前の額 | 千円<br>169,930 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>—      | 千円<br>2,733 | 千円<br>167,197 |
| 補 正 額 | 千円<br>56,234  | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>29,500 | 千円<br>—     | 千円<br>26,734  |
| 補正後の額 | 千円<br>226,164 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>29,500 | 千円<br>2,733 | 千円<br>193,931 |

※1 学校教育施設等整備事業債（充当率75%）

※2 体育館等開放使用料（13千円）、教育基金繰入金（2,720千円）

※3 一般財源について「財政調整基金」を充当する（26,734千円）

##### (2) 中学校

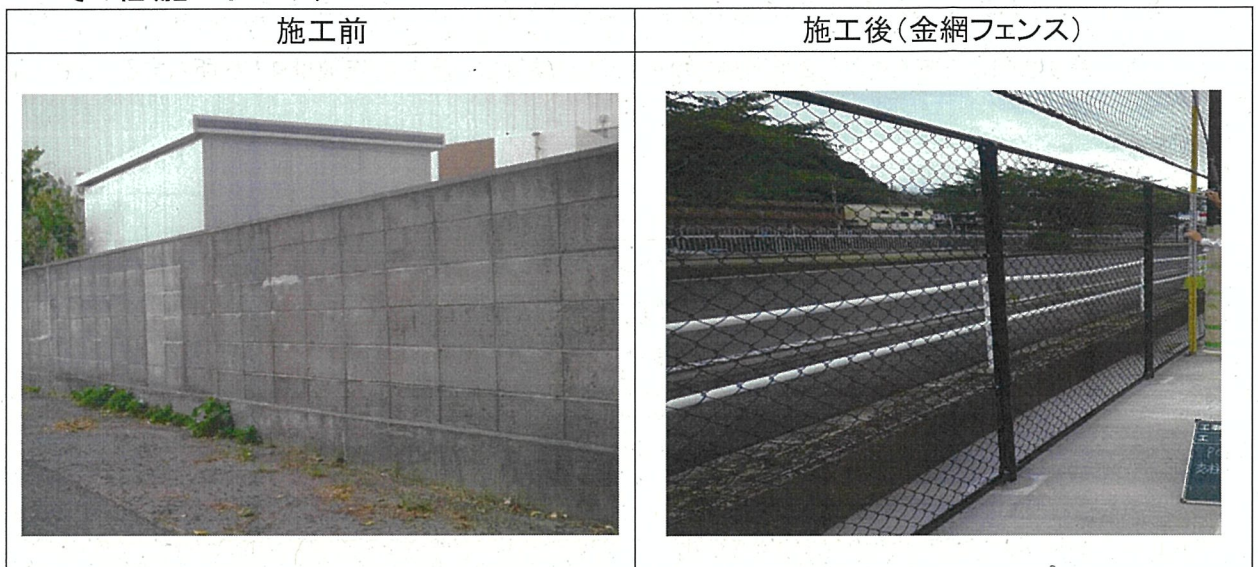
| 区 分   | 事 業 費         | 財 源 内 訳 |         |              |             |               |
|-------|---------------|---------|---------|--------------|-------------|---------------|
|       |               | 国庫支出金   | 県支出金    | 地方債※1        | その他※2       | 一般財源※3        |
| 補正前の額 | 千円<br>110,065 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>—      | 千円<br>3,865 | 千円<br>106,200 |
| 補 正 額 | 千円<br>47,413  | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>31,800 | 千円<br>—     | 千円<br>15,613  |
| 補正後の額 | 千円<br>157,478 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>31,800 | 千円<br>3,865 | 千円<br>121,813 |

※1 学校教育施設等整備事業債（充当率75%）

※2 体育館等開放使用料（25千円）教育基金繰入金（3,840千円）

※3 一般財源について「財政調整基金」を充当する（15,613千円）

#### 5 その他(施工イメージ)



※防犯上の観点から、見通しがよい金網フェンスを設置する。

ただし、プライバシーに配慮し、校舎と民家が隣接するような場合は、目隠しフェンスを採用する。

また、運動場は土ぼこりに配慮して土留めを行ったうえで、フェンスを設置する。



## 6 判定基準

| 建築基準法による判定基準 |   |
|--------------|---|
| 塀の高さ         | ・ブロック塀 2.2m以下   |
|              | ・レンガ塀 1.2m以下  |
| 厚さ           | ・ブロック塀 15cm以上<br>(高さ2m以下の塀は、10cm以上)   |
|              | ・レンガ塀 塀の高さの1/10以上   |
| 控え壁          | ・ブロック塀<br>高さ1.2mを超えるものは、控え壁が必要。控え壁の設置間隔は、3.4m以下ごとに設置。高さの1/5以上の突出が必要                             |
|              | ・レンガ塀<br>控え壁が必要(塀の厚さが、塀の高さの1/10の1.5倍以上ある場合を除く)。間隔は4m以下ごとに設置。壁の厚さの1.5倍以上の突出が必要                   |
| 基礎           | ・ブロック塀<br>基礎が必要。高さ1.2mを超えるものは、丈が35cm以上の基礎が必要。根入れの深さは30cm以上                                      |
|              | ・レンガ塀<br>基礎が必要。根入れの深さは20cm以上  |
| 鉄筋           | ・ブロック塀<br>塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下での配筋が必要。壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に同径以上の鉄筋を配置し、鉄筋の端部はかぎ掛けが必要 |

| 予 算 説 明 書 |           |            |            |     | 事 業 名           | 補 正 額        |
|-----------|-----------|------------|------------|-----|-----------------|--------------|
| ページ       | 款         | 項          | 目          | 番号  |                 |              |
| 32～<br>33 | 10<br>教育費 | 7<br>保健体育費 | 2<br>学校給食費 | 1-1 | 学校給食費公会計<br>準備費 | 千円<br>8, 106 |

## 1 概 要

平成31年4月より長崎市の学校給食費の会計管理を「私会計」方式から「公会計」方式へ移行することとしている。現在の私会計では、各学校現場において現金徴収や口座振替に係る事務手続、未納となった場合の督促業務等を行っており、公会計への移行に伴い、これらの学校現場の業務を市が主体となって行うこととしている。

市立小中学校の児童生徒、学校で勤務する職員、その他学校給食の提供を受ける者を含めると約3万人分の学校給食費の収納管理を一括して行うこととなり、当該業務を正確かつ効率的に行うためには、給食費管理システムが必要になることから、その導入及び準備を行う。

## 2 事業内容

### (1) システムの導入

給食費の納入通知書発行、口座振替データ作成、納付書発行、納入者の消込み処理及び未納者への督促状・催告書の発行等を行う給食費管理システムを導入する。

### (2) 公会計移行準備

新たに口座振替申込書が提出された者の情報を給食費管理システムに取込むため、データパンチ委託を行う。また、保護者から提出される関係書類（給食申込書、口座情報継承同意書及び口座振替申込書）の整理、データパンチ後の口座振替データ等と学齢簿データの突合不一致者の整理のため、臨時職員を雇用する。

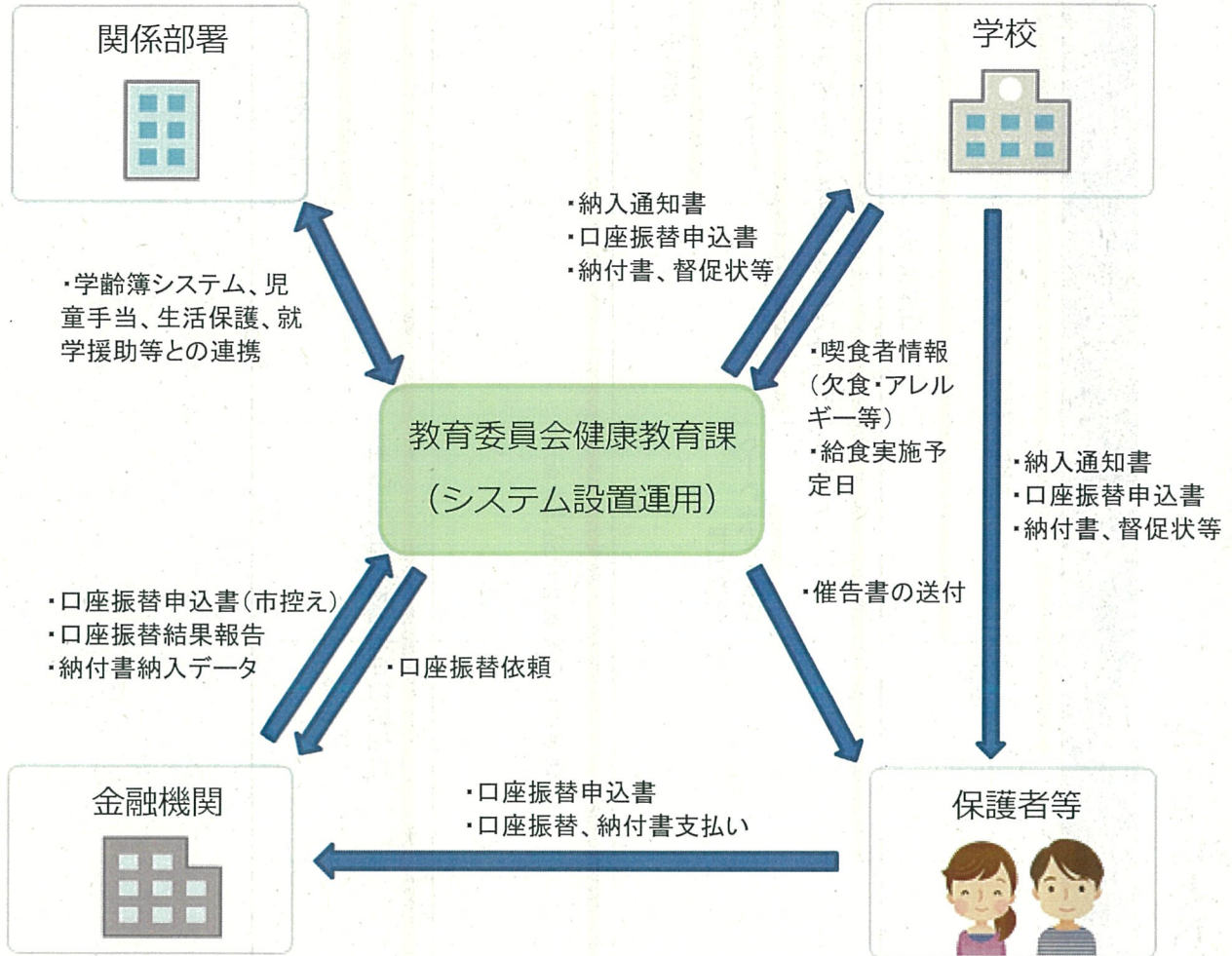
## 3 事業費内訳

- |         |          |   |
|---------|----------|---|
| (1) 賃金  | 358 千円   | 給食申込書及び口座情報継承同意書の整理等                      |
| (2) 委託料 | 7,619 千円 | 給食費管理システム導入業務<br>データパンチ業務（約 10,000 人分） ほか |
| (3) 賃借料 | 129 千円   | 給食費管理システム用サーバー等賃貸借（3 か月分）                 |

## 4 財源内訳

| 区分    | 事業費          | 財 源 内 訳 |         |         |         |              |
|-------|--------------|---------|---------|---------|---------|--------------|
|       |              | 国庫支出金   | 県支出金    | 地方債     | その他     | 一般財源         |
| 補正前の額 | 千円<br>1, 706 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>1, 706 |
| 補正額   | 千円<br>8, 106 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>1 | 千円<br>8, 105 |
| 補正後の額 | 千円<br>9, 812 | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>— | 千円<br>1 | 千円<br>9, 811 |

## 給食費公会計化に伴う収納管理の流れ



### <市教委の役割>

- ◎給食費の納入のお知らせ作成(納入通知書)
- ◎給食費振替口座情報入力
- ◎給食費の喫食情報等により請求額を確定
- ◎口座振替データ作成後金融機関へ振替依頼
- ◎口座振替結果の取り込み
- ◎口座振替不能者等へ納付書作成
- ◎給食費の収納管理
- ◎未納者への督促状等の作成
- ◎未納者への催告書等の作成・送付
- ◎児童手当からの徴収事務手続き

### <学校の役割>

- ◎給食費の納入のお知らせ配布(納入通知書)
- ◎給食費の口座振替申込書配布
- ◎給食実施予定日報告
- ◎喫食者情報報告
- ◎口座振替不能者等へ納付書配布
- ◎未納者へ督促状等の配布
- ◎児童手当からの徴収勧奨、同意書等の徴取

# 平成30年度 給食費公会計化移行スケジュール

| 組織        | 8月      | 9月         | 10月 | 11月               | 12月                       | 1月 | 2月            | 3月               |
|-----------|---------|------------|-----|-------------------|---------------------------|----|---------------|------------------|
| 教育委員会     |         | 9月議会<br>補正 |     | 11月議会<br>条例       | 規則の制定・改正(会計規則等)           |    |               | 各種調整             |
| 給食費管理システム |         |            |     |                   | パッケージシステム導入作業・口座情報データ取り込み |    |               |                  |
|           |         |            |     | 電源・ネットワーク<br>配線工事 |                           |    | サーバー賃貸借       |                  |
|           |         |            |     |                   |                           |    | 収納データ加工システム改修 |                  |
| 学校        | 学校に対し周知 |            |     | 保護者に口座振替申込書を配布    |                           |    |               |                  |
| 保護者       |         |            |     | 口座振替申込書を提出(在校生)   |                           |    |               | 口座振替申込書を提出(新1年生) |